



# 埼玉県報

第 2 6 2 6 号  
平成 2 6 年 9 月 5 日  
金 曜 日

## 目 次

### 告示

- [県庁LANシステム追加業務\(県庁LAN-BCP実施分\)に関する契約の相手方等の公示\(情報システム課\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による施術機関の指定\(社会福祉課\)](#)
- [荒川中部土地改良区の役員退任届\(大里農林振興センター\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [一般国道299号の供用の開始\(秩父県土整備事務所\)](#)
- [一般国道299号の供用の開始\(秩父県土整備事務所\)](#)
- [一般国道140号の供用の開始\(秩父県土整備事務所\)](#)
- [一般国道299号の区域の変更\(秩父県土整備事務所\)](#)
- [県道石間下吉田線の区域の変更\(秩父県土整備事務所\)](#)
- [建築基準法に基づく一団地等の建築物の認定\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定\(川越建築安全センター\)](#)

# 告 示

埼玉県告示第千二百十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年九月五日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量  
県庁LANシステム追加業務（県庁LAN - BCP実施分） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県企画財政部情報システム課システム基盤担当 埼玉県さいたま市浦和区  
高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成26年7月28日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
ネットワンシステムズ株式会社 東京都千代田区丸の内2丁目7番2号JPタ  
ワー  
リコーリース株式会社 東京都江東区東雲1丁目7番12号
- 5 契約金額  
101,800,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1  
項第2号に該当

## 告 示

埼玉県告示第千二百十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年九月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十六年八月二十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 Y E L L
- 三 代表者の氏名  
大和田 ひろみ
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県草加市瀬崎四丁目十番一 七百三号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、障害児・者に対し、自立支援や療育、保育、就労支援などの支援を行うことを目的とする。  
またこの法人は、障害児に対し、児童福祉法に基づく児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業を行い、障害当事者及びその保護者や関係者に対しては、障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業なども行うことで、障害福祉に寄与することを目的とする。

# 告示

埼玉県告示第千二百十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項の規定による医療扶助のための施術及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための施術を担当する施術機関として、次の者を指定した。

平成二十六年九月五日

埼玉県知事 上田清司

氏名	住所	施術者		指定年月日
		名称	所在地	
東 温子		オリエント鍼灸院	熊谷市肥塚三一二 一七三	平成二十六年七月一日
三沢 透		鼓樓鍼灸院	上尾市上町一 六一四	平成二十六年七月一日
熊谷 謙宏		はっとりはりきゅう接骨院 (上落合院)	さいたま市中央区 上落合三一〇 二一〇一	平成二十六年七月一日
大塚 健司		けん治療院	坂戸市花影町二八 一二	平成二十六年七月一日
古屋 亮		れお鍼灸院	加須市柳生一七七 九一五	平成二十六年七月一日
島田 継男		島田ハリ灸治療院	入間市宮寺二四九 一七	平成二十六年七月一日











## 告 示

埼玉県告示第千二百二十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、  
荒川中部土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成二十六年九月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所
理事	島 田 誠	埼玉県大里郡寄居町大字寄居千三百六番地五

# 告 示

埼玉県告示第千二百二十一号

測量計画機関である加須市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年九月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

加須市

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

加須市北川辺地域

四 作業期間

平成二十六年九月一日から平成二十六年十二月二十六日まで

# 告 示

埼玉県告示第千二百二十二号

測量計画機関である幸手市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年九月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

幸手市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

幸手市全域

四 作業期間

平成二十六年六月二十四日から平成二十七年三月十七日まで

# 告示

埼玉県告示第千二百二十三号

測量計画機関である毛呂山町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年九月五日

埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

毛呂山町

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

毛呂山町全域

四 作業期間

平成二十六年五月二十三日から平成二十七年三月十三日まで

# 告 示

埼玉県告示第千二百二十四号

測量計画機関である国土交通省土地・建設産業局地籍整備課から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年九月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

国土交通省土地・建設産業局地籍整備課

二 作業種類

公共測量（国土調査補助基準点測量）

三 作業地域

入間郡三芳町

四 作業期間

平成二十六年九月一日から平成二十七年三月三十一日まで

# 告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十六年九月五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月五日

埼玉県秩父県土整備事務所長 福島 浩 之

路線名	二百九十九号
供用開始の区間	秩父市上野町八〇五番二一地先から 同市上野町八〇五番一九地先まで
供用開始の期日	平成二十六年九月五日
備考	平成二十二年六月二十九日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示七号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長十六・〇メートル



# 告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十六年九月五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月五日

埼玉県秩父県土整備事務所長 福 島 浩 之

路線名	二百九十九号
供用開始の区間	秩父郡横瀬町大字横瀬字四番一二一 二番四地先から同郡同町大字横瀬字 四番番一一九〇番三地先まで
供用開始の期日	平成二十六年九月五日
備考	平成二十二年十一月十二日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示十七号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長一一一・四〇メートル

# 告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十六年九月五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月五日

埼玉県秩父県土整備事務所長 福 島 浩 之

路線名	百四十号
供用開始の区間	秩父市上野町八〇五番九地先から同市上野町八〇九番七地先まで
供用開始の期日	平成二十六年九月五日
備考	平成二十二年六月二十九日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示六号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長四三・五〇メートル

# 告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十六年九月五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月五日

埼玉県秩父県土整備事務所長 福島 浩 之

一 道路の種類 一般国道

二 道路線名 二百九十九号

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
まで	秩父市上野町八一〇番一 地先	区 間
三九・〇〇	一九・五〇 一四・五〇	敷地の幅員 (メートル)
	二八・〇〇	延長 (メートル)
差点内の区域変更	一般国道一四〇号の 供用開始に伴う、一 般国道二九九号の交	備 考

# 告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十六年九月五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月五日

埼玉県秩父県土整備事務所長 福島 浩 之

一 道路の種類 県道

二 路線名 石間下吉田線

三 道路の区域

旧 C	旧 B	新 A	旧 A	旧 新 別
秩父市上吉田字石間戸十六番地先から同市上吉田字石間戸十三番一地先まで	秩父市下吉田字矢畑山八八八三番二地先から同市下吉田字矢畑山五八八二番十地先まで	秩父市下吉田字矢畑山五八七七番一地先から同市下吉田字矢畑山五八八二番十地先まで	秩父市下吉田字矢畑山八八八三番二地先から同市下吉田字矢畑山五八八二番十地先まで	区 間
四・〇〇〇〇～四・四七	四・〇〇〇〇～二一・六六	七・五〇〇〇～四五・〇九	七・五〇〇〇～二六・六〇	敷地の幅員 (メートル)
一一二・〇〇	三七四・〇〇	二二七・〇〇	二一三・〇〇	延長 (メートル)
<p>平成二十二年三月二十六日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第三号の道路予定区域の一部変更及び平成二十五年五月二十一日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第二十三号で設置した仮設道路の撤去である。</p>				備 考



# 告示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百四十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条第一項の規定により認定したもので、対象区域等を次のとおり公告する。

平成二十六年九月五日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘 裕子

認定番号	認定年月日	対象区域	公告に係る対象区域等を縦覧に供する場所
第一号	平成二十六年 八月二十一日	埼玉県志木市本町五丁目 二千百十九番二十一、二千 百十九番三十六	埼玉県川越建築安全セン ター

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四百四十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十六年九月五日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘

裕 子

指定番号	第八号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	平成二十六年八月十四日
指定に係る道路の位置	<p>和光市白子三丁目六百十地先から      二百丁二地先まで</p> <p>和光市白子三丁目六百十七地先から      百八十九丁十三地先まで</p> <p>和光市白子三丁目百七十四丁二地先から      四十五丁一地先まで</p> <p>和光市白子三丁目四百五十一丁一地先から      四千三百七十七丁二地先まで</p> <p>和光市白子三丁目四百四十一丁一地先から      四千四百三十七丁三地先まで</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>百七十三・〇</p> <p>百二十九・〇</p> <p>九十五・〇</p> <p>六十一・〇</p> <p>六十・〇</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>八・〇</p> <p>六・〇</p> <p>四・八</p> <p>六・〇</p> <p>六・五</p>